

設計・建設業務編要求水準書に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
12	1	第1章	第2節	5 6)	その他規制状況	「岩手県電波障害防止建設指導要領に従い、本施設の建設に対し電波障害調査を実施し、支障がある場合は対策を行うこと。」とあります。調査費は見積可能ですが、対策費は調査を行った後でないで見積ることができません。従いまして、対策費につきましては、調査後に別途協議をさせていただくことよろしいでしょうか。また、工事着手前の現況調査で、TV受信ができていないことが判明した場合、以降の調査は行わないことよろしいでしょうか。	調査後の対策費は入札額に含めないで下さい。調査終了後別途協議し金額を決定します。 調査は実施してください。
13	5	第1章	第3節	8	官公署等申請への協力	申請の際に発生する費用は、受注者の負担とありますが、「貴組合の申請への協力の際に受注者に発生する費用は、受注者の負担」との理解でしょうか。	各種申請にあたって必要となる手数料も含めて事業者の負担です。
14	6	第1章	第4節	1 1.1	設計図書	「実施設計は、本要求水準書、提案図書、提案参考図書及び…」とありますが、当該「提案参考図書」の具体的内容についてご教示して頂けないでしょうか。	提案図書は様式に従い提出される図書を指し、図面等のその他の資料を提案参考図書とします。
15	7	第1章	第4節	1 1.3 2) (2)	参考図等の取扱い	「また、本要求水準書で〔 〕で示されているものについては受注者の提案を求めるものである。受注者は、〔 〕に記載されたものについて、自ら提案し、実施設計図書で全て受注者の責任において施設の性能及び機能を発揮するべく補足・完備させなければならない。」とあります。〔 〕で示されたものに加えて、弊社実績に基づく内容の提案をさせていただくことよろしいでしょうか。	原則として、要求水準書に示したとおりとしますが、同等以上の提案と認められる場合には、提案可能です。提案にあたっては根拠資料を示してください。
16	10	第1章	第4節	2 2.7 3) (10)	作業日及び作業時間	「また、本組合の指定する日は工事を行わない。」とありますが、本組合の指定する日とは、具体的にどのような日を想定されているかご教示下さい。	現時点では想定していませんが、必要に応じて指定する場合があります。
17	16	第1章	第5節	4 表 3	溶融固化物	溶融固化物の分析方法は環告19号、環告46号となっていますが、分析方法に関してはJIS Z 0058が制定されていますので、この方法でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
18	16	第1章	第5節	4 表 4	飛灰等安定化物	「試験項目につき、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機りん、六価クロム、ひ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン」とあります。試験項目は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」(H7.10.2改正 総理府令51号)記載の、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、PCB、セレンでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
19	17	第1章	第5節	4 表 12	燃焼ガス温度	備考欄に「測定開始前に、計器の校正を監督員立会のもとに行う。」とあります。この点、設置する温度計の実温度での校正を現場で実施するのは困難ですので、温度計メーカーでの出荷試験結果を監督員にご確認頂くことよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、現場で測定可能な箇所については、分析会社の機器との整合を確認します。
20	20	第1章	第6節	3	かし判定に要する経費	「受注者の負担とする。」とありますが、かしが生じた原因が貴組合の責による場合、不可抗力等による場合については、第47条第1項の考え方に準じて、かし判定の費用は甲が負担すると理解してよろしいでしょうか。	かしの判定費用は事業者負担とします。不可抗力については設計建設工事請負契約書(案)56条の規定に準じます。
21	21	第2章	第1節	1 2)	計画ごみ質	計画ごみ質の箇所に記載される処理対象物の合計処理量及びごみ質の変動に関して発電量(事業計画にありこむ必要あり)が減少した際に民間事業者に生ずる損害は、組合にて負担して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ごみ量、ごみ質ともに保証するものではありません。よって、事業者のリスクとして提案してください。ただし、ごみ質に関しては発熱量の年間平均値が、要求水準書で設定している発熱量の範囲を外れる場合は協議します。
22	21	第2章	第1節	1 2) (1)	ごみ質	各計画ごみ質の出現頻度及び計画ごみ質の中の灰分組成について不明確であることから、このままでは、コークス等の原単位を保守的に設定せざるを得ず、結果として割高な委託料に結びつく可能性があります。従いまして、各計画ごみ質の出現頻度及び計画ごみ質の中の灰分組成について、具体的にご教示して頂けないでしょうか。具体的にご教示頂けない場合は、各計画ごみ質の出現頻度については正規分布に基づく出現頻度、又計画ごみ質の中の灰分組成については、民間事業者の実績をもとにした灰分の組成を前提に提案させて頂くものと理解してよろしいでしょうか。	計画ごみ質の出現頻度・灰分組成に関するデータはありません。事業者の提案に委ねます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
23	46	第3章	第5節	6	溶融固化物・メタルストックヤード	「貯留容量は、最大発生量の3か月分とする。」とあります。スラグは、50%をコンクリート二次製品向け、50%をアスファルト合材向けとし、その利用先を確保できています。コンクリート二次製品向けは年間を通じて流通しますが、アスファルト合材向けは需給調整のためのヤードが必要と思慮いたします。従いまして、スラグの貯留量としてアスファルト合材向けの3か月分とさせていただきますことよろしいでしょうか。また、メタルは滞荷のおそれはありませんが、大型車両での輸送の可能性を考慮して、メタルヤードの貯留量を設定することよろしいでしょうか。	スラグヤードについては、要求水準書に示したとおりとします。メタルヤードについては、ご質問のとおりです。
24	104	第3章	第19節		破碎処理施設	「本設備は、方式に応じて必要な内容の提案をすること」とあります。資源を溶融固化物として回収する方式を提案してよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
25	104	第3章	第19節		破碎処理施設	不燃ごみ・粗大ごみの公共収集の段階での、直接資源化できるもの(例:鍋・釜、タイヤを外した自転車、ストーブ等の金属類)の分別回収の予想割合をご教示いただけないでしょうか。また、この事前回収量を除いた計画とすることよろしいでしょうか。	公共収集の段階での金属類の分別回収割合は18.5%として提案してください。 ご質問のとおりです。
26	104	第3章	第19節		破碎処理施設	粗大ごみ中の可燃性粗大ごみの割合をご教示いただけないでしょうか。	データはありません。
27	104	第3章	第19節		破碎処理施設	「本設備は、方式に応じて必要な内容の提案をすること」とあります。不燃ごみ・粗大ごみの搬入者に「可燃性粗大ごみ」、「鉄製品」、「アルミ製品」、「直接資源化物」等に分別・仕分けしてもらい、それぞれを個々にヤード貯留後、処理していく方式を提案してよろしいでしょうか。二次破碎機を設置しない方式など、簡素な設備を提案したいと考えます。	ご質問のとおりです。 事業者の提案に委ねます。